1 ご負担いただく利用料の区分

- ① 施設サービス費・各種加(減)算(法定額)の1割、また一定以上所得がある方は2~3割負担(負担割合証による) ※なお、地域区分別単位の単価(7級地1単位=10.14円)にて表記してあります。
- ② 保険給付対象外の居住費・食費及び日常生活費等の費用額

2 介護保険法に定める利用者の負担額

(1) 施設サービス費の額(在宅強化型)

(T) IDBD / C/A OB (E DB ID E)					
区 分	従来型個室	多床室(2人部屋含む)			
要介護 1	766 円/日	847 円/日			
2	839 円/日	922 円/日			
3	902 円/日	987 円/日			
4	959 円/日	1,044 円/日			
5	1,017 円/日	1,100 円/日			

施設サービス費の額(在宅強化型以外)(※令和3年9月まで0.1%上乗せされます。)

区分	従来型個室	多床室(2人部屋含む)
要介護 1	723 円/日	799 円/日
2	769 円/日	847 円/日
3	832 円/日	910 円/日
4	886 円/日	962 円/日
5	937 円/日	1,017 円/日

- 【註】 次のいずれかに該当する場合は、多床室(2人部屋)の額になります。
 - この場合、特別な室料は必要ありません。
 - ① 感染症や治療上の必要性など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室への入所が必要と医師が判断した場合
 - ② 著しい精神症等により多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である者と医師が判断した場合

(2) 各種加(減) 算と額

<u>'</u>				
1) \$	① 短期集中小心 川実施加算		243 円/回	入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリ ハビリテーションを行った場合
	② 認知症短期集中リハビリ実施加算 (週3日を限度)		243 円/回	認知症の方に、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを個別に行った場合
3 7	5年性認知症利用者受入加	算	121 円/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当 者を定めている場合
	在宅復帰・ 在宅療養支援機能加算 (I)(II)の同時算定不可	(I)	34 円/日	加算型で在宅復帰等に関する条件を満たしている 場合
		(Ⅱ)	46 円/日	強化型で在宅復帰等に関する条件を満たしている 場合
5 7	5 夜勤職員配置加算		24 円/日	夜勤時のスタッフ配置が手厚い条件の場合
6 1	⑥ 初期加算		30 円/日	入所日から30日以内の期間
7	入所前後訪問指導加算 (I)(II)の同時算定不可 (入所中に1回を限度)	(I)	456 円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を目的 とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決 定を行った場合
		(Ⅱ)	486 円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を目的 とした施設サービスの策定及び診療方針の決定に あたり、生活機能の改善目標及び退所後も含めた 支援計画を作成した場合
	試行的退所時指導加算(1月1回を限度)		405 円/回	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養指導を行った場合
	② 退所時情報提供加算 (退所時に1回を限度)		507 円/回	入所期間が1月を超える入所者が居宅や他の社会福祉施設へ退所する際、退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合

(I) 608 円/回				
(II) 405 円/回 20		(I)	608 円/回	利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入 所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利
(1) 3 円/日	O (1) (E) ->13-3>1/C 1 3	(I)	405 円/回	際、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、入 所者の同意を得て情報提供と居宅サービスの調整を
(I) 3 円/月			304 円/回	退所時に訪問看護ステーションに指示書を交付した場合
(II)		(I)	3 円/月	て評価し、評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡 発生のリスクがある入所者毎に褥瘡ケア計画を作
(II) 10 円/月 の結果に基づき計画的に管理している場合 (令和4年3月31日まで) (3月に1回) 排泄にかかる要介護状態が軽減の見込みについて 評価し、評価結果等を厚生労働省に提出し、軽減できると判断した入所者に対し気知の分析・支援計画の作成及び支援を行っている場合 (I)の要件を満たしている施設において要介護 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の整減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の影減が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の対域が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の対域が見込まれる入所者について、排尿・ 状態の対域が見込まれる入所者について、排尿・ 状態のだ減が見かまれる人所者について、排尿・ 状態のだ減が見かまれる人所者について、排尿・ がました場合 に関している場合 (I)の要件を満たしている施設において要介護 が、かつ、 おむつ使用ありからおむつ使用なした 改善した場合 (I)の要件を満たした作業療法主・言語聴覚士等が 見している事。 医師が入所者毎年自立支援のために必要な医学的 野畑を行い、自立支援に採る支援計画等の策定に参加している事。 医師が入所者毎年自立支援のために必要な医学的関値を関している場合 (I)の関ロ・ 非療状態・ 10を持定に提出している場合 管理栄養士をど前と提出している場合 (I) (I)の同時算を不可 (I) 40 円/月 入所者毎のADL値・栄養状態・ 10整模能・認知症の状況・ その他の場の状況にある (I)に加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出している場合 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している人所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚生労働省に提出している入所者の摂食・噂を厚まが見ている。 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出したの意合 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している入所者の摂食・嚥下降産を踏まえばて変れるが定される。 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働者に提出している入所者の摂食・嚥下降産を踏まえばて変れるいど、医師は静む、大見を開始するに関するといる。 (I)に加えて疾病の状況を防止を持定を呼ばているの対域を関すると述えるといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるのが、対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるの対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を関するといるのが、対域を対域を関するといるのが、対域を関するのが、対域を関するのが、対域を関するのが、対域を関するのが、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	② 褥創マネジメント加算 (I)(II)(II)の同時算定不可	(I)	13 円/月	発生するリスクがあるとされた入所者において褥
(I) 10 円/月 評価に、評価結果等を厚生労働省に提出し、軽減できると判断した入所者に対し限因の分析・支援計画の作成及び支援を行っている場合 (I) の要件を満たしている施設において要介護状態の軽減が見込まれる入所者に対して、排尿・排便の状態の軽減が見込まれる入所者に対して、排尿・消をの対した場合 (I) の要件を満たしている施設において要介護状態の軽減が見込まれる入所者に対して、排尿・消をの対した場合 (I) の要件を満たしている施設において要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・消をの状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・消をの状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・消をの状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・消をの状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・消をの対した場合 医師が入所者毎に自立支援のために必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加し、医学的評価の結果などを厚生労働省に提出している第合 医師・理学療法士・言語聴覚士等が共同は、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に割し、継続的にリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚労省に提出している場合 管理栄養士を当施能の場合)18 人場合配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に従って週3回食事を観察に提出している場合 管理栄養士を当施能の場合)18 人場合配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対している場合 (I) (II) の同時算定不可 (I) 40 円/月 入所者毎のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (II) 60 円/月 (I) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) 60 円/月 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) 60 円/月 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に対えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出している場合 (II) に対えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働者に提出している場合 (II) に対した場合 (III) (III) の同時算定で可能で発養を受けた管理を養ましなど言語を含しては過度的 (III) (III) の同時算を摂りに対している場合 (III) (III) の同時算を摂りに対している場合 (III) (III) の同時算を持て対している場合 (III) (III) の同時算を対すなどを厚生労働者に提出している場合 (III) (III) の同時算を対すなどを厚生のは、経験のよりに対している場合 (III) (III) の同時算を対すなどを厚生のは、経験が定しまで対している場合 (III) (III) の同時算を対すなどを厚生が表しまでは、発見を持定が表しまでは、発見を持定が表しまでは、発見を関すないました。 (III) (III) の同時算を対すなどのに、発見を持定を関すなどのに対している場合 (III) (III) の同時算を対すなどのでは、発見を持定は、対しているに対している。 (III) (III) の同時算を対しているよりに対しているがありが表しているがありますなどのでは、対しているのは、対しているのは、対しているのは、対しなどのは、対しなどのでは、対		(Ⅲ)	10 円/月	の結果に基づき計画的に管理している場合
(II) 15 円/月		(I)	10 円/月	評価し、評価結果等を厚生労働省に提出し、軽減できると判断した入所者に対し原因の分析・支援計画の作成及び支援を行っている場合
(III) 20 円/月 状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・排棄の状態の少なくとも一方が改善し悪化がない、かつ、おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善した場合 医師が入所者毎に自立支援のために必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加している事。 医師・理学療法士・信語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、リハビリテーション実施計画の内容質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚労省に提出している場合 管理栄養士を(当施設の場合) 18人場合配置し、低業養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に従って週3回食事を観察し食事の閲整を行い、栄養状態等の情報を厚労省に提出している場合 (I) (I) の同時算定不可 (I) 40 円/月 入所者毎のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (I) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出した場合 (I) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出した場合 医師の指示箋に基づく療養食の提供 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養土及び言語聴覚土又は看護職		(I)	15 円/月	状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善し悪化がない、又は、おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善した場合
(1) 自立支援促進加算 304 円/月 評価を行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加し、医学的評価の結果などを厚生労働省に提出している事。 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を介所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚労省に提出している場合 管理栄養士を(当施設の場合) 1.8人場合配置し、低栄養状態のリスクか高い入所者に対し栄養ケア計画に従って週3回食事を観察し食事の調整を行い、栄養状態等の情報を厚労省に提出している場合 (エ) 40円/月 入所者毎のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (エ) に加えて疾病の状況やみをの性心場の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (エ) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出した場合 医師の指示箋に基づく療養食の提供 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士及び言語聴覚士又は看護職		(Ⅲ)	20 円/月	状態の軽減が見込まれる入所者について、排尿・ 排便の状態の少なくとも一方が改善し悪化がない、かつ、おむつ使用ありからおむつ使用なしに
 ⑤ リハビリテーション 実施計画を入所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚労省に提出している場合 ⑥ 栄養マネジメント強化加算 ⑥ 栄養でネジメント強化加算 ⑥ 円/月 ※養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に従って過3回食事を観察し食事の調整を行い、栄養状態等の情報を厚労省に提出している場合の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合のサンランの質を対象のは要ながである。 ⑥ 原養食加算 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 原本のおし値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合のサンランでは、よどを厚生労働省に提出した場合 ⑥ 原養食加算 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ⑥ 円/月 ※ 原本の指示箋に基づく療養食の提供 ② 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養土及び言語聴覚土又は看護職 	4 自立支援促進加算		304 円/月	評価を行い、自立支援に係る支援計画等の策定に 参加し、医学的評価の結果などを厚生労働省に提
 (6) 栄養マネジメント強化加算 (1) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			33 円/月	共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又 は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの 質を管理し、リハビリテーション実施計画の内容 等の情報を厚労省に提出している場合
① 科学的介護推進体制加算 (I) (I) の同時算定不可(I) 40 円/月 (II) の同時算定不可の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (II) 60 円/月① 円/月(II) に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生労働省に提出した場合① 療養食加算6 円/回医師の指示箋に基づく療養食の提供② 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士及び言語聴覚士又は看護職	⑥ 栄養マネジメント強化加算		11 円/日	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に従って週3回食事を観察し食事の調整を行い、栄養状態等の情報を厚労省に提出している場
(II) 60 円/月 (I)に加えて疾病の状況や服薬情報などを厚生 労働省に提出した場合 (8) 療養食加算 6 円/回 医師の指示箋に基づく療養食の提供 (9) 経口移行加算 28 円/日 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士及び言語聴覚士又は看護職		(I)	40 円/月	の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を 厚生労働省に提出している場合
経口移行加算 28 円/日 経管により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士及び言語聴覚士又は看護職	(1) (A) (3) (3) (4) (1) (1)	(I)	60 円/月	
19 経口移行加算 28 円/日 下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指 示を受けた管理栄養士及び言語聴覚士又は看護職	⑱ 療養食加算		6 円/回	医師の指示箋に基づく療養食の提供
XION O A JAC CARLO TO MAIL	⑲ 経口移行加算		28 円/日	下障害を踏まえ経口移行計画を作成し、医師の指

20) 経口維持加算	(I)	405	円/月	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師の指示に基づき、その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者毎に経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合
	⊕ "± = "e135/5"		101	円/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師、言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(I)に加えて算定
21)	再入所時栄養連携加算		202	円/回	医療機関からの再入所時、前回の入所時と比べて 大きく異なる栄養管理が必要であり、当施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携を図り栄養管理の調整を行った場合
22)	□腔衛生管理加算 (I)(I)の同時算定不可	(I)	91	円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合
		(Ⅱ)	111	円/月	(I)に加えて口腔衛生等の管理に係る計画の内容の情報を厚生労働省に提出している場合
	緊急時施設療養費				
23	(1)緊急時治療管理 (1月1回連続する3日を限度)		525	円/日	入所者の状態が危篤になり救命救急医療が必要と なった際、緊急的な治療管理としての投薬、検 査、注射、処置等を行った場合
	(2)特定療養		第一医科診療 表により算定 10円を乗じる	- -	保健医療機関が行った場合に算定されるリハビリテーション・処置・手術・麻酔又は放射線治療を 行った場合
	かかりつけ医)連携薬剤調整加算 (それぞれ退所時1回を限度)	(I)	101	円/回	施設医師または薬剤師が規定の研修を受講し、入所後1月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性がある事を説明し合意を得、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行った場合
24)		(Ⅱ)	243	円/回	(I)に加えて服薬情報等を厚生労働省に提出している場合
		(Ⅲ)	101	円/回	(Ⅰ)と(Ⅱ)に加え、6種類以上の内服薬が処方されている方の処方内容を施設医師とかかりつけ医が共同し、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させた場合
25)	所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月1回連続する10日を限	宴)	486	円/日	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎の入所者に 対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
26	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算 (入所日を起算として7日をM	艮度)	202	円/日	認知症の行動・心理症状のため緊急入所が適当と 医師が判断した場合
27)	② 認知症情報提供加算 (入所中1回を限度)		354	円/日	当該入所者の診断情報を示す文書を添えて「認知 症疾患医療センター」「認知症の鑑別診断等に係る専 門機関」に紹介をした場合
28	⑱ 地域連携診療計画情報提供加算		304	円/回	地域連携診療計画加算を算定して保健医療機関を 退院した入所者に対し、地域連携診療計画に基づ き作成した診療計画に基づき入所者の治療を行う とともに、地域連携診療計画管理料を算定する病 院に診療情報を文書で提供した場合
29	9 外泊時費用(1月に6日が限度)		367	円/日	居宅における外泊を認めた場合
30	外泊時費用 ③) (在宅サービスを利用する場合) (1月に6日が限度)		811	円/日	居宅における外泊を認めた場合 1月に6日が限度認め、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合
31)	ターミナルア加算 死亡日以前 31日以上45日以下 ③ 死亡日以前 4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日		162	円/日 円/日 円/日 円/日	医師が回復の見込みがないと診断した者で、本人の意思を尊重しつつ医師・看護職員・介護職員・支援相談員・管理栄養士等が共同して規定のがイドライン等に沿った医療・ケアが実施出来る施設サービス計画を作成し、本人又はご家族の求め等に応じ随時説明を行い同意を得てケアが行われている場合

32)	安全対策体制加算 (入所中1回を限度)		20 円/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施 する体制が整備されている場合
33	33 サービス提供体制強化加算 (I)(I)の同時算定不可	(I)	22 円/日	介護職員総数のうち介護福祉士を80%以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合
		(Ⅱ)	18 円/日	介護職員総数のうち介護福祉士60%以上配置し ている場合
34)	④ 介護職員処遇改善加算(I)		毎月(1)及び(2)①から	③までにより算定した単位×39/1000
35)	③ 介護職員等特定処遇改善加算(I)		毎月(1)及び(2)①から③までにより算定した単位×21/1000	
36	⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算		毎月(1)及び(2)①から	③までにより算定した単位×8/1000

3 保険給付対象外のご利用者の費用額

(1) 非課税

(a) 居住費	(個 室) (多 床)	1,668 円/日	室料と光熱水費相当額の合計 光熱水費相当額 *負担限度額認定を受けている場合には、認定証 に記載されている居住費の負担限度額が1日当た りの上限となります(別途資料参照)
(b) 食 費		1,445 円/日	*負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日当たりの上限となります(別途資料参照)

(2) 課税(税込)

ます
タオル等)
4等の費用
室等に参加
携帯電話
電気あんか

4 お支払い方法

お支払(問合)期間	毎月15日から翌月14日 月曜から土曜日(祝日も可) 9時〜17時 ・ ご利用料金の計算は、月末締めで翌月15日に確定いたします。施設側 からは原則、ご家族様への請求書を送付いたしておりません。
お支払(問合)場所	事務所窓口 ・ 毎月15日以降に、事務所窓口にてお支払いをお願いいたします。 ・ 事前のご請求額のお問い合わせも同様にお願いいたします。 (お電話でのお問い合わせも可能です) ・ また、直接のお支払いが困難な方につきましては、銀行(阿波銀行に限る)からの引落・振込にも対応いたしますので、事前にご相談くださいますようお願いいたします。